

飛騨市プレミアム商品券 取扱事業者募集要領

申込期間／令和元年 7月16日(火)～8月31日(土) (以降12月13日(金)まで随時受付)

1 趣 旨	P. 1
2 商品券の概要	P. 1
3 応募資格	P. 2
4 申込方法	P. 2
5 申込期間	P. 3
6 商品券の取扱い	P. 3
7 商品券の換金	P. 3
8 手数料	P. 4
9 注意事項	P. 4
10 その他	P. 4
11 取扱事業者向け説明会	P. 4
12 問い合わせ先	P. 4

1 趣 旨

この要項は、消費税・地方消費税率引上げが景気に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために実施する、住民税非課税者及び3歳未満児のいる子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱事業者を募集するにあたり必要な事項を定める。

2 商品券の概要

- (1) 商品券の発行額は、総額1億2千5百万円（最大）
- (2) 商品券には偽造防止措置の加工を施す。
- (3) 額面1,000円の商品券4枚と500円の商品券2枚を1セットとして合計5,000円分を4,000円で販売する。
- (4) 購入限度額は、住民税非課税者一人につき5セットまで、子育て世帯主は対象の子一人につき5セットまでとする。
- (5) 商品券の使用期間は、令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）とする。
- (6) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のとおりとする。

- ① たばこの購入
- ② 明らかに資産形成に資する物品等（土地、家屋、金融商品等）の購入
- ③ 換金性の高い商品（商品券、プリペイドカード、切手等）の購入
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業（以下「風俗営業等」という。）において提供される役務の利用
- ⑤ 電気、ガス等の需要
- ⑥ 不動産（土地、家屋等）の借受け

3 応募資格

飛騨市内に店舗又は事務所を有する事業者で、下記に該当しない者

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条各項に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる事業者
- ③ 公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者
- ④ 役員等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

※取扱事業者の一般的な例

- 食料品（青果店、鮮魚店、精肉店、精米店等）
- 衣料品（洋服店、呉服店等）
- 小売（書店、文具店、家電、コンビニ、ドラッグストア等）
- 飲食（食事処、レストラン、喫茶店、居酒屋等）
- レジャー（カラオケ、スポーツ施設等）
- 生活サービス（クリーニング店、修理店、銭湯等）
- 宿泊（ホテル、旅館等）
- 理美容（理髪店、美容院、エステティックサロン等）

4 申込方法

『飛騨市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申請書 兼 誓約書』に必要な事項を記入し、下記応募先へ持参または郵送するものとする。（FAX 不可）

※郵送にかかる費用は事業者の負担とする。

※『申込書 兼 誓約書』は以下の場所で入手できる。

- ・古川町商工会

- ・北飛驒商工会
- ・神岡町商工会議所
- ・飛驒市ウェブサイト
- ・飛驒市役所 商工課

【申込先及び書類送付先】

- | | | |
|------------|----------|--------------------|
| ・古川町商工会 | 509-4241 | 飛驒市古川町若宮 2 丁目 1-66 |
| ・北飛驒商工会 | 509-4301 | 飛驒市河合町角川 223-1 |
| ・神岡町商工会議所 | 506-1161 | 飛驒市神岡町船津 1325-3 |
| ・飛驒市役所 商工課 | 509-4292 | 飛驒市古川町本町 2-22 |

または、

河合振興事務所 産業振興係
 宮川振興事務所 産業振興係
 神岡振興事務所 市民振興課 地域振興係

各振興事務所の係までご持参いただいても結構です。

※書類郵送代等届け出にかかる費用は各自でご負担ください。

5 申込期間 令和元年 7 月 16 日（火）～8 月 31 日（土）

上記期間受付分については、ウェブサイト上にて取扱事業者の一覧を公表するとともに、10 月から開始する商品券購入対象者に配布する店舗一覧チラシに掲載する。

なお、8 月 31 日（土）以降も 12 月 13 日（金）まで随時受付をし、ウェブサイトの更新を行う。

6 商品券の取扱い

(1) 取扱事業者は、消費者が物品等を購入し、また、サービスの提供を受けようとする場合、商品券の受け取りを拒んではならない。

(2) 取扱事業者は、持ち込まれたすべての商品券裏面に口座名義と同一の事業者名を必ず押印または記入する。

(3) 使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないものとする。不足分は現金等で受け取る。

(4) 使用期限が過ぎた商品券、き損した商品券、既に裏面に押印または記入されている商品券は受け取らない。

(5) 商品券の紛失・盗難等に対し、飛驒市及び飛驒市プレミアム商品券実行委員会はその責任を負わない。

7 商品券の換金

(1) 換金申請期間は、令和元年10月1日（火）から令和2年4月30日（木）までとする。この期間を過ぎた場合は換金に応じない。

(2) 取扱事業者は、市内の取次金融機関窓口にて飛騨市プレミアム商品券換金依頼書に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添えて提出する。なお、押印または記入のない商品券は換金に応じない。

(3) 締め日は毎月第1火曜日と第3火曜日（但し令和元年10月は第2火曜日と第4火曜日）とし、依頼のあった金額の振込みは各締め日の翌週木曜日とする。

8 手数料

登録時、換金時ともに無料とする。

9 注意事項

(1) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。

(2) 換金目的での商品券の購入はしてはならない。

(3) 商品券を自社商品の購買に使用してはならない。

(4) 商品券を事業決済資金として使用してはならない。

(5) 商品券を複製・偽造してはならない。

(6) 市は、取扱事業者が不正行為を行ったとみなされる場合は、取扱事業者の資格を取り消すとともに、商品券の換金に応じない。また、すでに換金済みの商品券についても全額返金を求める。

10 その他

(1) 登録事業者には、目印となるステッカー2種類、及び見本券を配布する。

(2) 登録事業者は、ステッカーを消費者が見やすい場所に掲示すること。

11 取扱事業者向け説明会

取扱事業者を対象とした説明会を9月に開催する

12 問い合わせ先

飛騨市プレミアム商品券実行委員会 問合せ時間 平日 9:00～17:00

・古川町商工会 0577-73-2624

・北飛騨商工会 0577-65-2246

・神岡商工会議所 0578-82-1130

・飛騨市役所 商工課 0577-62-8901